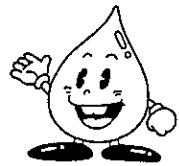


貯水槽管理点検要領

(管理チェックリストによる点検)



東京都水道局



この点検要領は、「貯水槽水道管理チェックリスト（貯水槽水道設置者（管理者）用）」により、貯水槽を点検する場合の点検ポイントが記してあります。
点検の際に、ご活用ください。

貯水槽水道管理チェックリスト（貯水槽水道設置者(管理者)用）

<実施日>		H . .	H . .	H . .	H . .	
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽
周 囲		点検・清掃・修理等に支障はないか。				
		タンク周辺は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。				
		タンク周辺にたまり水や湧水はないか。				
本 体		内部の点検・清掃・修理等に支障のない計上であるか。				
		亀裂・漏水箇所はないか。				
		雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。				
内 部		壁面の汚れ・異物・浮遊物・漏りはないか。				
		給水管以外の設備・配管の貫通はないか。				
		外壁劣化等により光が透過する状態にはなっていないか。				
マンホール		タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。				
		蓋は防水密閉型のものであり、異物物が入らない構造であるか。				
		施錠等により、容易に開閉できないものであるか。				
越流管		越流管・通気管の端部から異物等が入らない構造であるか。				
通気管		越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。				
水抜管		越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。				
給水管		当該設備以外の配管と直接連結されていないか。				
水 質		臭い 給水栓における水に異常な臭気がないか。				
		味 給水栓における水に異常な味がないか。				
調 濃		色 給水栓における水に異常な色がないか。				
査 残留		濁り 給水栓における水に異常な色がないか。				
塩 素		0.1mg/L以上検出されるか。	タンク以下			
			直結部			
<備考>				実施者名	実施者名	実施者名

目 次

1 タンクの周囲の状態

- 1) 点検・清掃・修理等に支障はないか。
- 2) タンク周辺は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。
- 3) タンク周辺にたまり水や湧水はないか。

2 タンク本体の状態

- 1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。
- 2) 龜裂・漏水箇所はないか。
- 3) 雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。

3 タンク内部の状態

- 1) 壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。
- 2) 給水管以外の設備・配管の貫通はないか。
- 3) 外壁劣化等により光が透過する状態になっていないか。

4 タンクマンホールの状態

- 1) タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。
- 2) 蓋は防水密閉型のものであり、異物等が入らない構造であるか。
- 3) 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。

5 越流管・通気管・水抜管の状態

- 1) 越流管・通気管の管端部から異物等が入らない構造であるか。
- 2) 越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。
- 3) 越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。

6 給水管の状態

- 1) 当該設備以外の配管と直接連結されていないか。

7 水質調査

- 1) 臭い
- 2) 味
- 3) 色
- 4) 濁り
- 5) 残留塩素濃度

1 タンクの周囲の状態

1) 点検・清掃・修理等に支障はないか。

- ① マンホールからの出入りに支障となる位置には梁等が存在しないこと。
- ② 高置タンクにおいては点検等に支障のないよう安全対策が施されていること。
※ 地下式タンクについては、外部からの点検が不可能であるため、タンク清掃時に内部から点検を行う。

2 タンク周辺^{*1}は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。

- ① ごみの集積場、汚水処理施設等が近くにないこと。また、汚水配管の通気管管端部や空調施設の排気口が近くにないこと。
- ② 廃棄物や薬品等水を汚染するおそれのあるものがタンクの近くにないこと。
- ③ 鳥害対策^{*2}がとられていること。
- ④ タンク上部の空間に汚水管がないこと。
- ⑤ タンク上部に汚水管がある場合には、漏水が発生してもタンクが汚染されないように汚水管下部に樋や受け皿が設置されていること。
- ⑥ タンク周辺には落葉や雑草等がないこと。
- ⑦ FRP製タンクでは、表面劣化によるガラス繊維の剥離、飛散等がないこと。
このような現象が認められた場合は、タンクの塗装を実施すること。
- ⑧ タンク上部に勾配がない場合、雨水等の排水不良箇所が存在しないこと。

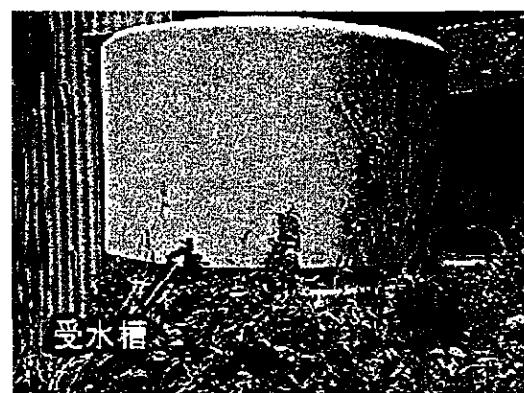
※1・具体的には5m程度のことをいう。

※2・アンテナをタンク周辺から離れたところに設置する。

- ・防護ネットでタンク周囲を覆う。
 - ・タンク周辺に針状突起物を設置する。
- などが考えられる。



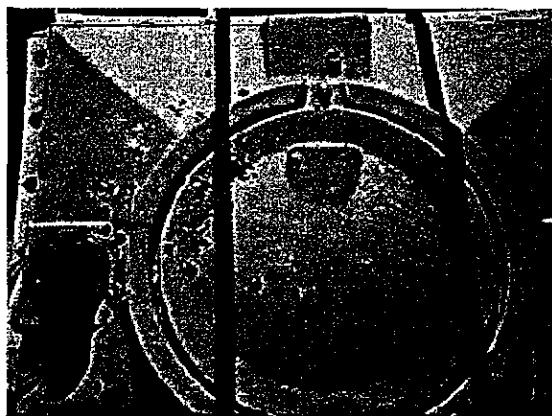
例図-1



例図-2

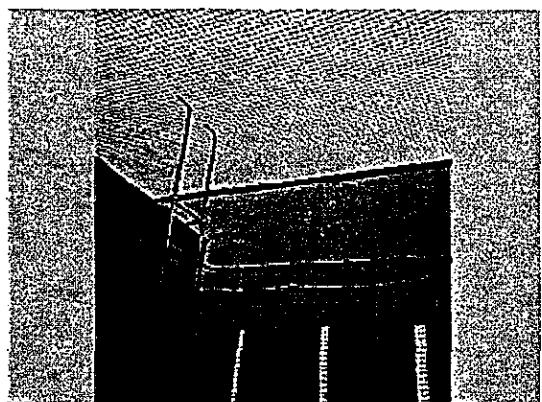
× タンク周辺が物置と化している。

× タンク周辺に雑草が生い茂っていて、虫のすみかになりやすい。
防虫網に問題が見られる場合にタンク内に侵入する可能性がある。



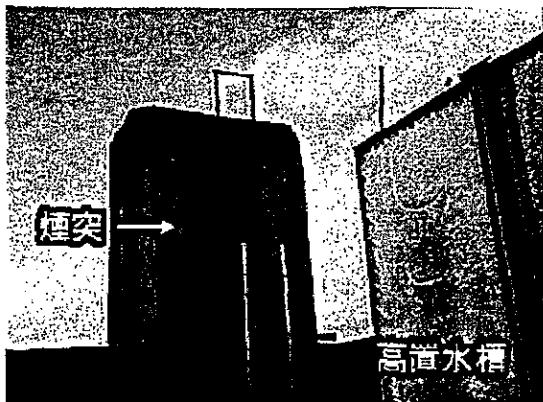
例図-3

× 鳥の糞が確認される。



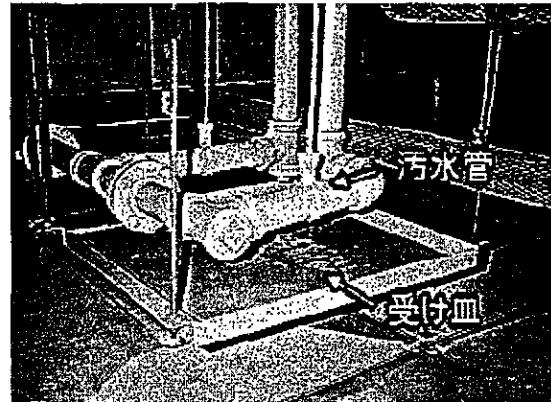
例図-4

○ 鳥の侵入防止のため防護ネットを設置した。



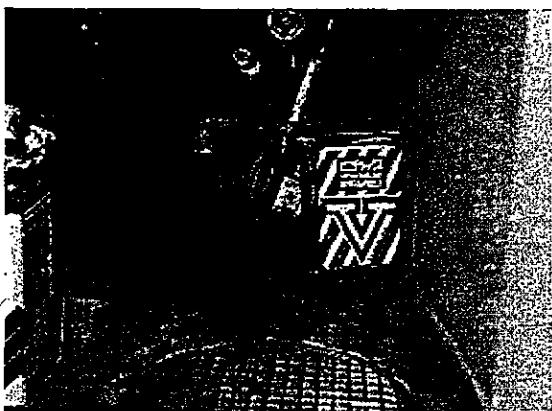
例図-5

× 高置タンクに煙突が近接している。
この場合通気管等から煤煙がタンク内に侵入する可能性がある。



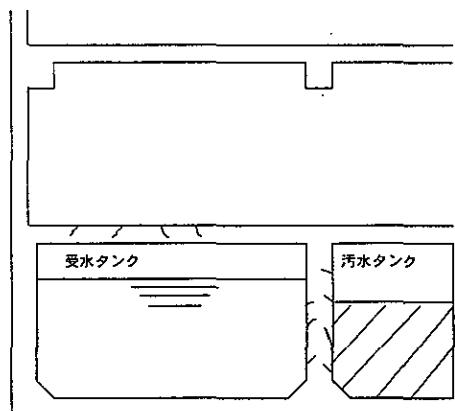
例図-6

○ タンク上部にある汚水管の下に受け皿を設置してタンクの汚染を防護している。



例図-7

× 地下式タンクの上部に油缶が置かれている。タンクに亀裂が存在し、かつ、缶を倒した場合に飲料水が汚染される場合もある。



例図-8

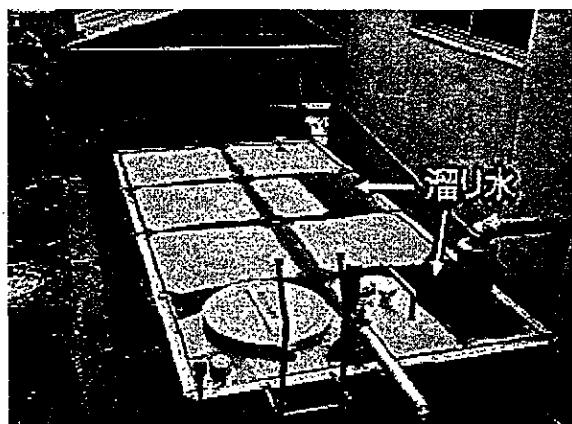
× このタンクは地下式タンクで汚水タンクと槽壁を共有している。

③ タンク周辺にたまり水や湧水はないか。



例図-9

- ✗ 屋上の排水不良によりタンク周辺にたまり水が確認される。これは蚊の発生原因となるため、衛生的な環境が保持できない。



例図-10

- ✗ タンク上部にたまり水が確認できる。FRP製タンク等パネル式のタンクの場合、接合部パッキンの劣化により、タンク内に侵入する場合がある。

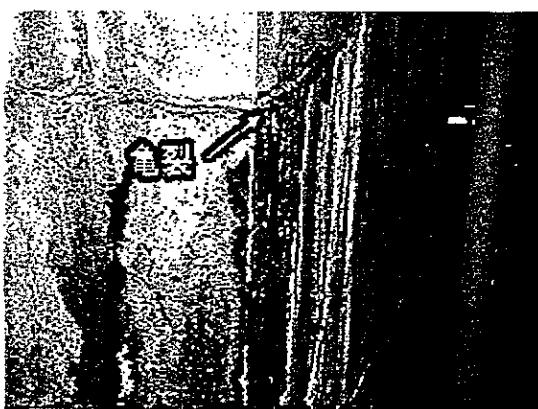
2 タンク本体の状態

1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。

- ① マンホールの開閉に支障のない場所であること。

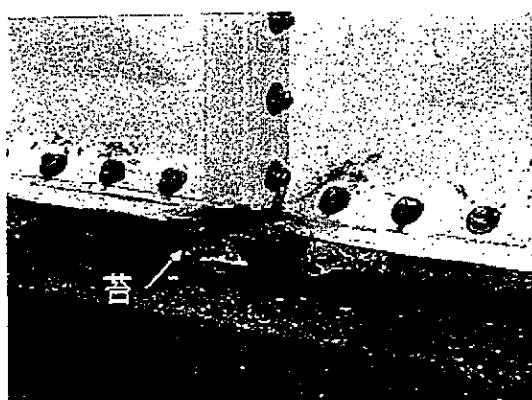
2) 龜裂・漏水箇所はないか。

- ① 側面、上面、底面に亀裂又は漏水箇所がないか一巡して確認する。
- ② パネル式タンクでは、接合部のパッキン不良による漏水がないこと。
- ③ ステンレス製タンクでは、パネル溶接部分の亀裂及び漏水がないこと。



例図-11

- ✗ コンクリート製受水タンクで亀裂が生じている。亀裂部には白色物質(遊離石灰)が付着していることが多い。樹脂コーティング等による補修方法がある。

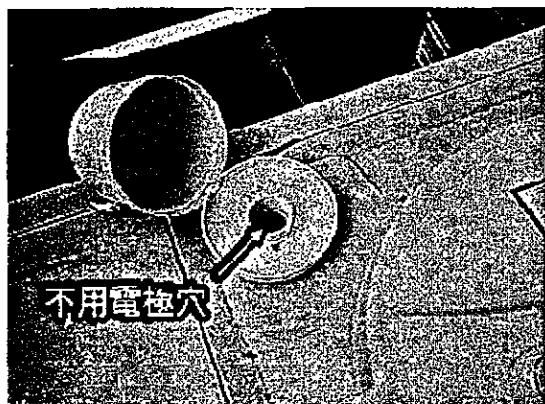


例図-12

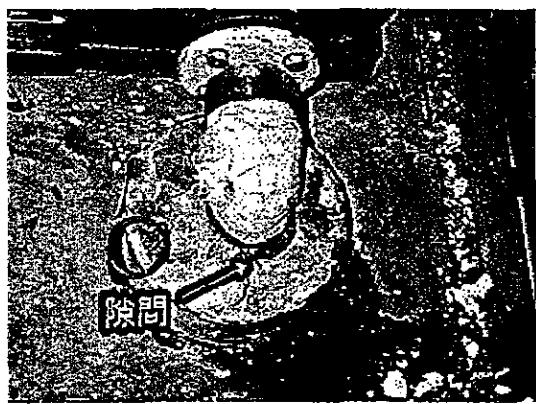
- ✗ 漏水のためタンクに苔が生育している。

③ 雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。

- ① 通気管、揚水管、水道水流入管、水位電極部とタンクの接合部は固定され、防水密閉となっていること。



例図-13



例図-14

- × 水位感知電極棒を受水タンクに設置するために用意された電極穴を使用せずに放置している。
- 虫等の侵入防止のため、電極穴を塞ぐ必要がある。

- × 地下式タンクの揚水管の立上り部に隙間が生じている。

3 タンク内部の状態

1) 壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。

- ① タンク内部を確認する際、暗い場合には懐中電灯を用いる。
- ② 水中に懐中電灯を当てたとき光の筋が明確に確認できる場合、濁りがあると判断する。
- ③ タンク内にネズミ、トカゲ等の小動物を発見した際には、侵入経路を確認する。なお、侵入経路を確認する箇所としては、『マンホールが密閉されているか』『通気管、越流管の防虫網の設置状況』等がある。
- ④ この診断項目が不良の場合は、水質検査機関で詳細な水質検査を実施すること。

2 給水管以外の設備・配管の貫通はないか。

- ① 給水管、定水位弁パイロット管、通気管、越流管、水抜管、減菌用薬液管、揚水配管、タンクを兼用する消火用ポンプの揚水管、防錆剤注入配管以外の管が貫通していないこと。

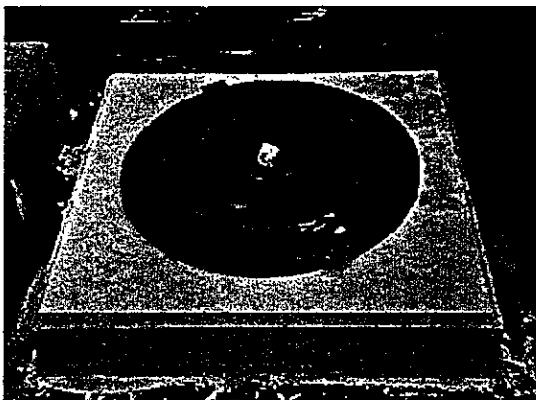
3 外壁劣化等により光が透過する状態になってはいないか。

- ① タンク内が異常に明るい場合やタンク内から外にかざした手の形がはっきりと確認できる場合には、光が透過していると判断する。
- ② タンク内に藻が発生した場合には、光の透過があると判断する。

4 タンクマンホールの状態

1) タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。

- ① マンホール周囲に雨水や排水が滞留した場合に、マンホール面が冠水しないレベルを衛生上有効な立ち上がりと判断する。一般的には10cm程度をいう。
- ② 卫生上有効な立ち上がりがない場合には二重蓋とし、それぞれパッキンを有する防水密閉型であること。



例図－15
○衛生上有効に立ち上がっている。



例図－16
×マンホールが立ち上がってない

2 蓋は防水密閉型のものであり、異物等が入らない構造であるか。

- ① 蓋又は枠側に適度な弾力性のあるパッキンが取り付けられていること。
- ② 枠と蓋の間に雨水等がたまらない構造であること。
- ③ 蓋が施錠された状態でがたつきがないこと。
- ④ たわみ等の変形で受枠との間に隙間が生じていないこと。

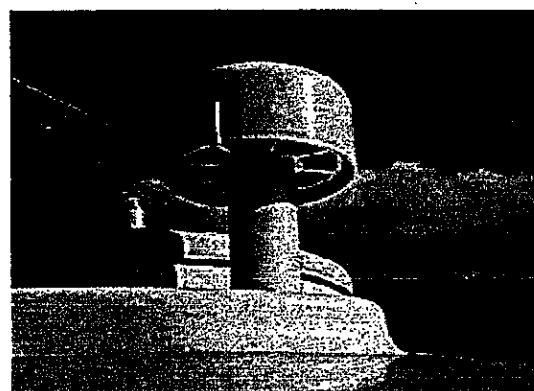
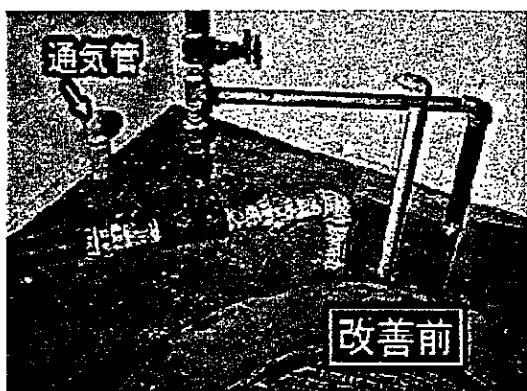
3 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。

- ① マンホールは確実に施錠されていること。
- ② マンホールに施錠できない構造のときには、タンク室出入口を施錠すること。

5 越流管・通気管・水抜管の状態

1) 越流管・通気管の管端部から異物等が入らない構造であるか。

- ① 管端部は下向きとすること。
- ② 管端部の近くに、排水管、空調の排気口及びボイラー等の排煙口がないこと。



例図-17

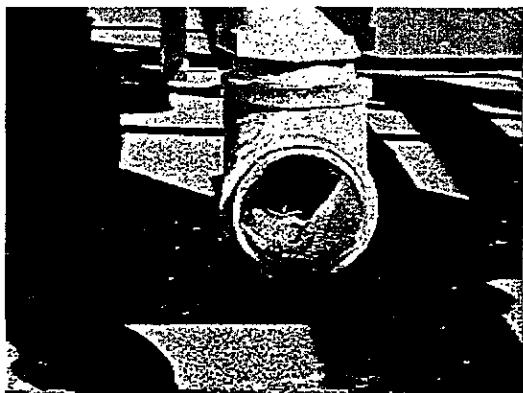
- × 通気管の管端部が横向きであるため埃等が侵入する恐れがある。

例図-18

- 通気管に通気笠が設置してある。(通気管は有効容量2t以下のタンクには設置しなくてもよい。)

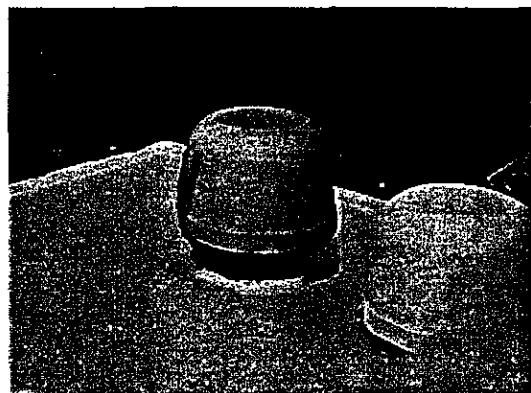
2 越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。

- ① 防虫網に破損や目詰まりがないこと。
② 防虫網の網目は2mm程度が適当である。



例図-19

- × 越流管の管端部に設置している防虫網が破損している。

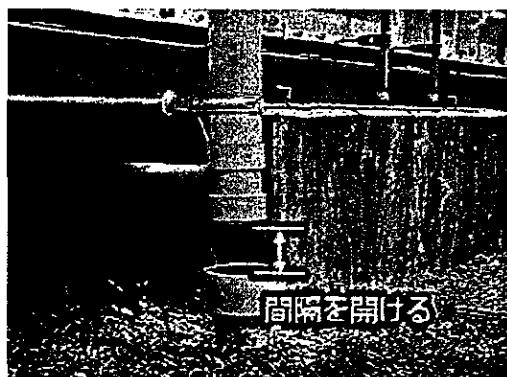


例図-20

- 通気笠の上から防虫網を巻き付けてある。

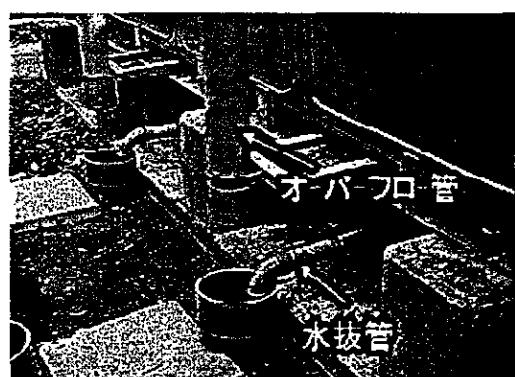
3 越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。

- ① 逆流防止のために十分な距離とは15cm以上確保されていることである。



例図-21

- 越流管と排水管の間隔が十分離れており、間接排水となっている。



例図-22

- × 水抜管と排水管が直接連結されているため、逆流する恐れがある。

6 給水管の状態

1) 当該設備以外の配管と直接連結されていないか。

- ① 工業用水、井戸水等水道水以外の配管と直接連結されていないこと。

7 水質調査

1) 臭い

- ① 異常な臭気が認められること。

2 味

- ① 異常な味が認められること。

※ 水質調査の他の項目に異常が認められた場合及びタンク管理状況調査で衛生的でないと診断された場合には安全のため実施しない。

3 色

- ① 異常な色が認められること。

※ 赤色の場合は鋼管に由来する鉄さび・鉄バクテリア及びマンガン等が原因と考えられる。

※ 黒色の場合は鋼管に由来するマンガン酸化物、パッキン等ゴム類の劣化が原因と考えられる。

※ 白色の場合で時間が経過しても色が消えない場合は亜鉛めっき鋼管や防錆剤等が原因と考えられる。

4) 濁り

- ① 異常な濁りが認められること。

※ 自視で濁りが確認できる場合は水質基準を大幅に上回っている。

5 残留塩素濃度

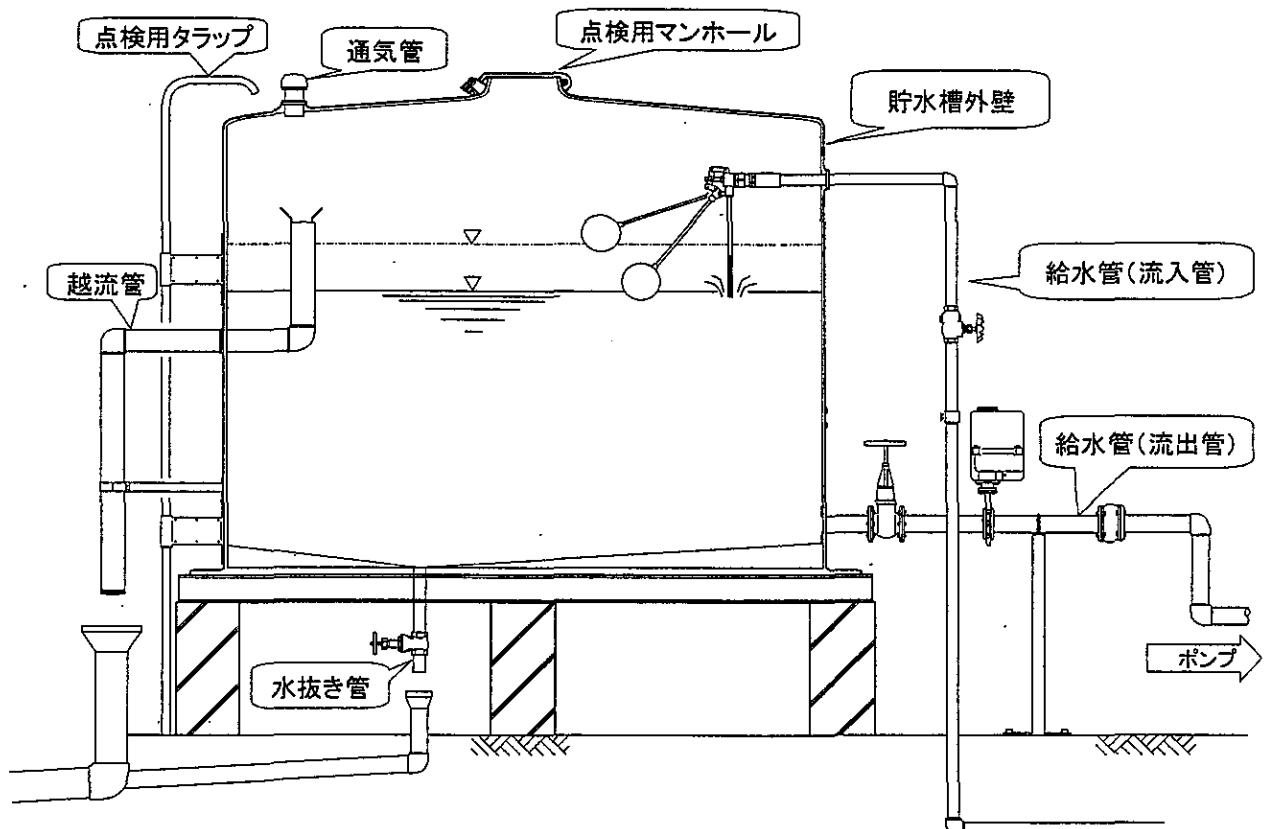
- ① 0.1mg/l以上検出されること。

※ タンク以下の水で残留塩素が検出されない場合、以下のことが考えられる。

ア) 受水タンクの容量と使用水量に著しく差のある場合。

イ) タンク以下装置が汚染されているため残留塩素が消費されている場合。

※ 受水タンク以下の水で異常が認められた場合は、水質検査機関に検査を依頼して下さい。



一問合せ先一

(23特別区)
東京都新宿区 西新宿二丁目8番1号
東京都水道局 給水部給水装置課
電話:03-5320-6435

(多摩市町)
東京都立川市 錦町三丁目12番11号
東京都多摩水道改革推進本部
調整部技術指導課
電話:042-527-3035

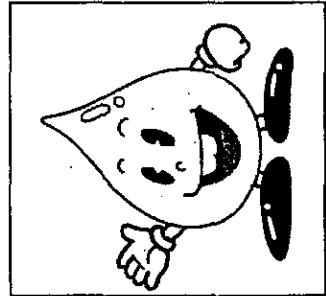
お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

貯水槽水道点検調査 へのご協力のお願い



現在、水道局では、受水タンクにより給水する方式（貯水槽水道）の設置環境や管理状況等について、その設置者や管理者（理会社を含む）のご了解のもと、点検・調査を行い、管理方法などに関するアドバイスを行っております。調査は東京都水道局から委託された会社が行い、断水や漏水の発生を伴う作業は行いません。また、受水タンク・高置タンク周辺での作業のみとなりますので、お客様のお宅へ個別にお問い合わせすることはありません。なお、本調査は全て無料で行っており、物品のセールスや浄水器の取扱いといった商行為はありません。

調査員は、東京都水道局から支給された身分証明証（委託証明証と兼用）を常時胸に着用しておりますので、ご不審に思われた場合、身分証明証の提示・確認をお求め願います。

調査月日： 年 月 日 時頃

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日 8時30分～17時15分にお願いします。)

東京都水道局

(委託会社)

本日、お客様がご使用の貯水槽水道について点検・調査を実施しました。その結果、水質上の問題はありませんでしたが、貯水槽水道の管理について十分でない部分について、口貯水槽水道設置者 口管理者（理会社含む）に対して下記の是正（／＼の箇所）をお願いしました。
水質事故の未然防止のため、お客様ご自身により簡単にチェックできるものもございますので、チェックポイントについてお知らせします。

- 受水タンク周囲の状況（積載物、たまり水による点検の支障）
- 受水タンク本体の状況（亀裂・たまり水・接合部の不良・漏水等）
- 受水タンク内部（壁面の汚れ・劣化・他の配管連結・浮遊物）
- タンク上部マンホールの状況（施錠・密閉性・異物混入の恐れ等）
- 越流管・通気管（異物混入の恐れ（防虫網・排水口との離隔）等）
- 給水管の状態（他の配管と連結されていない）か

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日 8時30分～17時15分にお願いします。)

東京都水道局

(委託会社)

お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

貯水槽水道点検調査の 結果(異状なし)について

本日、お客様がご使用の貯水槽水道について点検・調査を実施しました。その結果、水質上、管理上ともに問題はありませんでした。貯水槽水道の管理については、ご使用される方も日頃から下記のことについて注意を払うことで、安全に水をご使用いただけます。水質事故の未然防止のため、お客様ご自身により簡単にチェックできるものもございますので、そのポイントについてお知らせします。

- 受水タンク周囲の状況（積載物、たまり水による点検の支障）
- 受水タンク本体の状況（亀裂・たまり水・接合部の不良・漏水等）
- 受水タンク内部（壁面の汚れ・劣化・他の配管連結・浮遊物）
- タンク上部マンホールの状況（施錠・密閉性・異物混入の恐れ等）
- 越流管・通気管（異物混入の恐れ（防虫網・排水口との離隔）等）
- 給水管の状態（他の配管と連結されていないか）

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日8時30分～17時15分にお願いします。)

(委託会社)

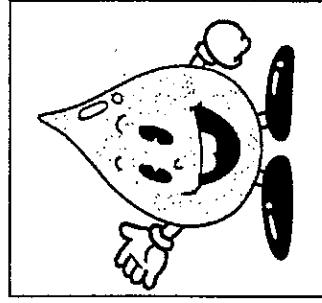
東京都水道局

貯水槽水道点検調査 調査済証

整理No.

本日、貯水槽水道の点検調査を行った結果、特に異状が認められなかつたことをお知らせします。これからも適正な管理をお願いします。

平成17年 月 日
東京都水道局貯水槽水道点検調査委託会社



※なお、この調査済証は、保健所の立入り検査や水道法に基づく簡易専用水道の検査（法第34条の2の第2項）ではありません。
(水道局連絡先)
ご連絡は平日の8時30分から17時15分の間にお願いします。

東京都水道局